



平成28年 5月20日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 敏夫
(コード番号5936東証 第1部)
問合せ先 代表取締役専務経営企画統括部長
丸山 明雄
(TEL. 06-4705-2125)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の当社第61回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は平成28年3月7日に開示のとおり、同年3月30日に第1回優先株式の発行済株式の全てである2,000,000株を取得し、同日付で取得株式の全てを消却いたしました。

これにより当社が発行している株式は普通株式のみとなり、また、今後優先株式を発行する予定もないことから、優先株式に関連する規定の削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日(金)

定款変更の効力発生日 平成28年6月24日(金)

以 上

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は<u>20,748</u>千株とし、このうち<u>17,748</u>千株は普通株式、<u>3,000</u>千株は優先株式とする。ただし、普通株式の消却または優先株式の消却もしくは普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>(優先配当およびその上限額)</p> <p>第10条の 2 当社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年10円を上限として、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において本条第 2 項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. 当社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は<u>17,748</u>千株とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(非累積条項)</u></p> <p>第10条の3 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>	(削除)
<p><u>(参加条項)</u></p> <p>第10条の4 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先中間配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。</p>	(削除)
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第10条の5 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式払込金に相当する金額を支払う。</p> <p>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	(削除)
<p><u>(議決権)</u></p> <p>第10条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	(削除)
<p><u>(株式の併合または分割、新株予約権等)</u></p> <p>第10条の7 当会社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および優先株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。</p> <p>2. 当会社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(優先株式の消却)</u> 第10条の8 当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</p>	(削除)
<p><u>(普通株式への転換)</u> 第10条の9 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、その有する優先株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。</p>	(削除)
<p><u>(普通株式への一斉転換)</u> 第10条の10 当社は、前条の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日をもって、優先株式1株に対し普通株式1株を対価として取得する。</p>	(削除)
<p><u>(除斥期間)</u> 第10条の11 第49条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	(削除)
<p><u>(発行内容の一部変更)</u> 第10条の12 当社が、優先株式発行に際して取締役に委任して定めた内容のうち、転換請求受付場所については下記のとおり変更し、当社が取締役に委任していた事項より除く。なお、その他の事項については、当社が取締役に委任した事項から除かれない。</p> <p>取得請求受付場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店</p>	(削除)
<p>第3章 株主総会</p>	第3章 株主総会
<p><u>(種類株主総会)</u> 第17条の2 第13条、第14条および第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	(削除)